

いきサポ愛知

第20号 2021.JUL

発行/愛知県医療勤務環境改善支援センター
受託/公益社団法人愛知県医師会

特別支援事業(通年支援)スタート!

令和3年度から、各都道府県ごとに特定の医療機関を選定し、毎月1回程度、年間(通年支援)を通じた医療勤務環境改善に関する助言等を行う「特別支援事業」がスタートします。

愛知県の場合、県下の病院への説明を7月27日(火)のオンラインセミナーで行った後、8月6日(金)迄に「特別支援」を希望される病院は勤改センターへ申込をお願いします。

希望された病院の中から「特別支援病院」を選定し、**毎月1回程度、年間(通年支援)通じてアドバイザーを無料相談、無料派遣**します。

また、「特別支援病院」の選定に漏れた場合であっても、支援を希望された病院に対しては、アドバイザーを**随時無料相談、無料派遣**します。

「特別支援事業」とは、これまで実施してきたモデル事業の取組(医療勤務環境改善マネジメントシステムの7つのSTEPに基づき、勤改センターが医療機関を支援し、取組内容や成果をモデルとして公表する)を全都道府県へ拡大させ、医療勤務環境改善の取組をより普及・促進させることを目的に実施する事業です。

医療機関の規模、課題によっては、複数専門家(医療労務管理又は医業経営アドバイザーによる**専門家チームを無料派遣**します。)による取組促進に向けた助言、指導を行うとともに、好事例の紹介や好事例を収集し、個々の医療機関の課題に応じて情報提供します。

医療勤務環境改善マネジメントシステムの簡単7STEP

STEP 01 方針表明



医療機関のトップが「医療スタッフの安全と健康を確保することが、医療の質を高め、患者の安全と健康を守ることに繋がることを確認し、システム導入と勤務環境改善の取組スタート」を宣言することが重要です。

STEP 05 計画策定



目標を達成するため、優先順位を考慮して、現実的で継続出来る具体的な対策とスケジュールを作成します。医療スタッフの意見を聴きながら、出された意見等に対して柔軟に修正等を行うことが重要です。

STEP 02 体制整備



院長等経営トップが必ず関与することで、医療機関全体への取組と位置付けるプロジェクトチーム設立、既存の委員会等を活用する等実情に応じた体制にします。

STEP 06 取組実施



策定された計画に基づき改善を実施するためには、就業規則等の改正、医療スタッフ等への説明、タスクシフト等に伴う変更等、予期しなかった問題が生ずることが考えられるので、できる限り早めに、かつ柔軟な対応をしていくことが重要です。

STEP 03 現状分析



医療機関で働いている医療スタッフの意識や実態を自ら正しく認識することが、適切な対策を講ずることに結びつきます。例えば、経営指標や離職率、年次有給休暇取得率等、超過勤務や夜勤の負担感、業務配分の状況、働きやすい職場とするにはどうしたら良いのか等

STEP 07 評価・改善



具体的な数値目標の達成状況を確認し、評価を適切に行うことで、次の計画策定に活かしていく等、勤務環境改善の取組を定着させていくことが重要です。

STEP 04 目標設定



自医療機関の目指すビジョンを確認し、現状分析の結果を踏まえて、「雇用の質」向上の目標(例えば、年次有給休暇の平均取得日数増、夜勤明けの早帰り、時間外労働の削減、院内保育所の整備、健康診断・面接指導の積極的実施等)を一定期間に達成すべく到達点を明確にします。



「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」(改正医療法)が

令和3年5月28日に公布されました!

労働時間短縮計画策定の義務付けは、医師に対する時間外労働の上限規制の適用前に義務対象を特定して履行確保することは困難であるという法制的な課題に加え、新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関もある中、そうした医療機関に配慮すべきとの意見があったことから、**上限規制の適用前(令和6年3月末)までにおける労働時間短縮計画の作成を努力義務**とするとともに、計画に基づく取組を実施する医療機関に対して都道府県(勤改センター)が支援を行うことで、対応可能な医療機関から取組を促していくこととなりました。

時短計画 原案

令和6年3月末までについて

- 時間外・休日労働が年960時間を超える医師が勤務する医療機関に対して
 - 労働時間短縮計画の作成
 - 当該計画の都道府県への提出
 - 当該計画に基づく取組の実施
 - 年に1回の計画の見直しと必要の変更を義務づける
- 特例水準対象医療機関の指定を受ける医療機関は、労働時間短縮計画に基づく取組状況について、医療機関勤務環境評価センターによる評価を受審する

時短計画 変更後

令和6年3月末までについて

- 時間外・休日労働が年960時間を超える医師が勤務する医療機関に対して
 - 労働時間短縮計画の作成を努力義務とする
 - 当該計画の都道府県への提出を任意とし、都道府県は提出を受けた場合には、当該医療機関に対し、情報提供や助言等を行う
 - 提出後に計画の変更を行った場合には、変更後の計画を都道府県へ提出する
- 特例水準対象医療機関の指定を受ける医療機関は、労働時間短縮計画に基づく取組状況について、医療機関勤務環境評価センターによる評価を受審する
※計画案には、その時点の取組実績と今後の取組目標を記載

医師の働き方改革関連の医療法等改正案(一部修正を含む)が成立したことによって、令和6年4月からは、医師の時間外労働の上限規制が適用されますので、36協定の締結、届出には注意が必要です。

A水準(年960時間以下の医師のみの医療機関)は、医療機関勤務環境評価センター(以下「評価センター」という。)の指定は不要ですが、36協定において年960時間を超えて働かせることはできません。

特例水準医療機関(連携B・B・C-1・C-2)は、評価センターの指定評価を受けることにより、36協定において年1860時間以下(但し、連携Bは、各々960時間以下)で働かせることができます。

医療機関の個別状況に応じた働き方改革の推進について

2021年度

2022年度

2023年度

2024年度

医師労働時間短縮計画作成・取組の努力義務

上限規制

※特例水準を目指す医療機関は指定申請までの時短計画(案)作成及び指定後の取組実施が義務となります。

大学病院の働き方改革の地域医療への影響調査(継続実施)

勤務実態調査

※「医師の働き方改革の推進に関する検討会」において、フォローアップ状況も報告しながら、働き方改革を引き続き推進

特例水準医療機関指定に向けた(評価)

特例水準医療機関(指定)

年960/1860時間
超過医師の把握→
時短計画状況把握&支援

全病院対象に
労働時間把握状況等の
調査

勤改センターへ
調査結果を伝達

勤改センターで
フォローアップ

労働時間等の説明会の開催(都道府県、都道府県労働局、都道府県医師会:共催)

年960/1860時間超えの勤務医の把握から始めましょう!!

年960時間超えの勤務医のいる医療機関が令和6年4月から評価センターの特例水準医療機関(連携B・B・C-1・C-2)の指定を受けるためには、令和6年3月迄に指定申請書に労働時間短縮計画(案)を添付して、評価受審(評価・指定)しなければなりません。

なお、評価センターへの指定申請には、医療機関における労働時間短縮の取組状況(取組内容や取組実績、目標の達成状況等)及び指定後の取組実施が義務となります。

年960時間超えの勤務医のいる医療機関は、1つ又は複数の特例水準の指定を受け、特例水準は指定の対象となった業務に従事する医師に適用されます。

評価センターは、令和4年4月に設置され、指定申請の受付が開始されます。

令和5年度末迄に評価センターの評価受審(評価・指定)を受けなくてはなりませんので、令和3年度から順次具体的な取組をスタートさせていく必要があります。

改正医療法 衆参両院の附帯決議への対応

1. 評価センターの法人指定



医療機関における医師の長時間労働の実態及び労働時間短縮の取組状況を客観的に分析・評価する体制及び労務に関する知見等に基づき評価可能な体制を有している法人を指定する。

2. 評価センターと勤改センターとの役割分担・連携



勤改センターは医療機関に対して労働時間短縮に向けた支援を行うのに対し、評価センターは中立的な立場から医療機関の労働時間短縮の取組を客観的に評価するという役割分担を明確にしつつ、勤改センターが評価センターによる客観的な評価を踏まえた医療機関への支援を行うことができるよう、評価結果を共有できる仕組みとする等、両センターの連携を推進していく。

3. 面接指導(大臣指針と勤改センター)



都道府県は、医療機関において労働時間の記録・申告が適切かつ確実に行われるよう、勤改センター等を通じて支援を行うとともに、医療機関の管理者は面接指導実施医師の判定・報告を最大限尊重し、面接指導対象医師の健康確保のため適切な対応を行う。

4. A水準=年960時間以下(大臣指針と勤改センター)への支援



時間外・休日労働の上限が年960時間以下の水準が適用される医師についても、労働時間短縮計画を自主的に作成し、その計画に基づき取組を進めるため、勤改センター等を通じて継続的に支援を行う。

【例】年960時間⇒年720時間⇒年360時間

勤務環境改善に取り組む医療機関を
愛知県医療勤務環境改善支援センターは支援します!



医療機関に対する働き方改革セミナー 概要



時間短縮計画策定支援、変形労働時間制等 (行政説明)

番号

1

- ・日付 令和3年8月25日(水) ・定員 80名
- ・時間 14:00~16:00 ・申込締切 令和3年8月16日(月)
- ・場所 昭和ビル9階ホール(名古屋市中区栄4-3-26)

時間短縮計画策定支援、タスクシフト等好事例紹介 (医療機関)

番号

2

- ・日付 令和3年9月29日
 - ・時間 14:00~16:00
 - ・場所 愛知県医師会館
- 延期** 令和3年9月17日(金)
 中区栄4-14-28)

時間短縮計画策定支援、タスクシフト等好事例紹介 (医療機関)

番号

3

- ・日付 令和3年10月20日
 - ・時間 14:00~16:00
 - ・場所 一宮市医師会館
- 延期** 令和3年10月8日(金)
 町3-2)

時間短縮計画策定支援、タスクシフト等好事例紹介 (医療機関)

番号

4

- ・日付 令和3年11月17日
 - ・時間 14:00~16:00
 - ・場所 岡崎市医師会館
- 延期** 令和3年11月5日(金)
 美西1-9-1)

セミナー参加申込書 FAX:052-212-5767

下記参加申込書にご記入の上、FAXでお申し込みください。

貴院名				
参加者様 氏名・役職	様(役職:)		様(役職:)	
参加予定 説明会	番号	会場名		

お問い合わせ

愛知県・愛知労働局 委託事業
愛知県医療勤務環境改善支援センター
 (公益社団法人愛知県医師会)

〒460-0008 名古屋市中区栄4丁目3-26 昭和ビル6階
 TEL 052-212-5766 FAX 052-212-5767
 E-mail info@aichi-medsc.or.jp

ホームページでも情報公開中

右のQRコードを
読み取ってください。
<https://aichi-medsc.or.jp>

